

# 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領

平成 22 年 4 月 1 日

22 川 ま 情 第 319 号

市 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（22 川ま情第 119 号。以下「要綱」という。）第 3 条の規定に基づき、診断士の登録に必要な事項を定めるほか、川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業（以下「診断士派遣事業」という。）を円滑に実施するため必要な事項を定める。

(診断士の業務)

第 2 条 診断士派遣事業において、診断士は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市長から依頼があったときは、派遣対象者と連絡を取り耐震診断を行うこと。
- (2) 派遣対象者に対し、診断結果を説明し今後の耐震改修について簡単な相談及び助言を行うこと。

(川崎市木造住宅耐震診断士登録講習会)

第 3 条 市長は、診断士として登録しようとする者（以下「登録申請者」という。）に対し、診断士派遣事業及び川崎市木造住宅耐震改修助成制度（以下「改修助成制度」という。）の内容並びに診断士としての業務の周知を図るため、川崎市木造住宅耐震診断士登録講習会（以下「講習会」という。）を

開催するものとする。

(登録の申請)

第4条 登録申請者は、川崎市木造住宅耐震診断士名簿登録申請書（第1号様式）及び診断士経歴書（第2号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(診断士の登録)

第5条 市長は、前条による申請をした者で、次に掲げる要件に該当する者を、川崎市木造住宅耐震診断士名簿（第3号様式。以下「診断士名簿」という。）に登録するものとする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であり、かつ、建築士として5年以上の実務経験を有していること。
- (2) 建築士法第23条第1項の規定による登録を受けた、原則として市内中小企業者（川崎市内に登記簿上に記載された本店がある事業者で、中小企業基本法第2条各号及び同法関連政令に定める中小企業者）である建築士事務所に属していること。
- (3) 第3条に規定する講習会を1年以内に受講していること。

2 診断士の診断士名簿への登録期間は、当該登録を行った日から翌年度の5月末日までとする。

3 診断士名簿及び診断士経歴書は、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課の窓口及びインターネットの本市のホームページにおいて、個人情報に係らない事項に限り市民の閲覧に供するものとする。

(登録の更新)

第6条 診断士は、登録期間が満了する年の3月末日までに、川崎市木造住宅耐震診断士名簿登録更新届（第4号様式）を市長に提出したときは、前条第1項の要件（第3号を除く。）を満たしている場合に限り、これを翌年度の5月末日まで延長することができる。

2 前項の規定に基づき更新の手続を行う者は、診断士経歴書（第2号様式）、建築士免許証の写し及び建築士事務所登録通知書の写しを併せて提出しなければならない。

（身分証明書）

第7条 市長は、診断士名簿に登録した者に川崎市木造住宅耐震診断士身分証明書（第5号様式）（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 診断士は、川崎市の委託を受けて耐震診断業務を行うときは、身分証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

（登録内容の変更）

第8条 診断士は、登録内容に変更があったときは、速やかに川崎市木造住宅耐震診断士名簿登録変更届（第6号様式）に関係書類を添えて市長にその旨を届け出なければならない。

（診断士の登録の消除）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による登録を消除しなければならない。

（1）川崎市木造住宅耐震診断士登録消除届（第7号様式）により登録消除の届出があったとき。

- (2) 第5条第1項に規定する登録要件を満たさない事由が生じたとき。
- (3) 市民に不利益を与える等の不当行為を行ったとき、又はその他診断士として不適当と認める事由が生じたとき。
- (4) 不正な手段により登録を受けたとき。
- (5) 改修助成制度における業務において、第3号の規定に相当する行為を行ったとき。

2 市長は、前項第3号から第5号の規定により登録を削除したときは、川崎市木造住宅耐震診断士登録消除通知書（第8号様式）により、当該診断士に通知するものとする。

3 市長は、第1項第3号から第5号の規定により登録を削除したときは、その事実を一般に公表するものとする。

#### （身分証明書の返還）

第10条 診断士は、身分証明書の有効期限が切れたときは、速やかに市長に返納しなければならない。

2 前条第1項の規定により登録の消除を受けた者は、速やかに市長に身分証明書を返納しなければならない。

#### （診断士の再登録）

第11条 第9条第1項第3号から第5号の規定により登録の消除を受けた者は、消除の日から起算して5年を経過しない限り、再度、診断士の登録申請を行うことはできない。

#### （禁止事項）

第12条 診断士は、第2条の業務に関して、市民から報酬を受けてはならな

い。

(診断士の責務)

第 13 条 診断士は、第 2 条に規定する業務を行うときは、良心的かつ誠実に  
行わなければならない。

2 診断士は、派遣対象者が要綱による届出を行う際には、支障をきたさぬよ  
う添付図書の調製等に協力しなければならない。

(指示)

第 14 条 市長は、必要と認める事項が生じたときは、診断士に対して指示す  
ることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 川崎市木造住宅耐震診断士設置要綱（平成 17 年施行）第 2 条の規定によ  
り、平成 22 年 3 月 31 日現在に認定されている者で、診断士の登録を希望す  
るものは、その旨の書面（任意）を市長に提出することにより、第 5 条第 1  
項の規定による登録がなされた者とみなす。

附 則（平成 25 年 4 月 30 日 25 川ま情第 282 号）

(施行期日)

1 この要領は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に診断士の登録をしている者は、平成 26 年 3 月 31  
日までに第 3 号様式の書面を市長に提出することにより、第 6 条第 1 項の規

定による登録の更新がなされた者とみなす。

附 則（平成 26 年 3 月 19 日 25 川ま情第 3745 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 1 日 28 川ま建管第 2732 号）

（施行期日）

1 この要領は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に診断士の登録をしている者は、平成 29 年 3 月 31 日までに第 6 条第 1 項の規定により市長に提出することにより、平成 30 年 5 月 31 日まで第 5 条の規定による登録がなされた者とみなす。この場合において市長は、登録がなされた者とみなされたものに身分証明書を交付しなければならない。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 30 川ま建管第 1359 号）

（施行期日）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 31 川ま防第 659 号）

（施行期日）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 川ま防第 481 号）

（施行期日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 25 日 7 川ま防第 969 号）

（施行期日）

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。